

令和7・8年度
競争入札等参加資格審査
申請要項
【随時】



向日市

はじめに

向日市（向日市水道事業を含む。以下同じ。）が発注する全ての競争入札等に参加するには、「競争入札等参加資格審査」を受けなければなりません。

「競争入札等参加資格審査申請」を希望される方は、以下の事項に十分ご留意の上、申請してください。

申請の有効期間は資格決定の通知があった日から令和9年3月31日までの2年間です。それ以降に競争入札等に参加するには、改めて資格審査申請が必要ですご注意ください。

今回から申請書の提出方法が電子申請になります。紙による提出は不要となりました。

本要項を熟読いただき、正しく手続をしていただきますようご協力をお願いいたします。

1 申請区分

競争入札等参加資格審査申請の申請区分は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「委託業務（役務）」、「物品購入等」の4区分です。希望する区分を選択して申請してください。なお、複数区分に申請する場合は、区分ごとに申請が必要です。

2 申請の有効期間

資格通知のあった日から令和9年3月31日まで

3 申請資格

申請を行うには、次のいずれにも該当する者でなければなりません。

① 全申請区分共通

- (1)個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2)申請日現在において、市区町村税を滞納していないこと。
- (3)申請日現在において、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4)申請日現在において、向日市が発注した建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品購入等並びに委託業務（役務）に関して債務不履行がないこと。
- (5)申請日現在において、1年以上の営業実績があること。
- (6)申請日現在において、本市から、向日市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとして、入札参加除外措置を受け、受付期間内において除外期間中の者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

② 建設工事

- (1)申請日現在において、建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2)申請日現在において、建設業法第27条の23に定める「経営に関する客観的事項の審査（以下「経審」という。）」を受けた者であること。
- (3)申請日現在において、経審の審査基準日が1年7か月以内にあること。
- (4)経審において、直前2年又は3年の完成工事高があること。

③ 測量・建設コンサルタント等業務

申請日現在において、次のいずれかの登録を受け有効な資格者を置いていること。

- ・測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録
- ・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

- ・補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
- ・申請しようとする希望業務において登録、許可等を必要とする場合、これを得ていること。

④ 委託業務（役務）及び物品購入等

申請しようとする営業種目が許可、認可等を必要とする場合、これを得ていること。

4 申請受付期間

① 市内業者

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで

② 市外業者

令和 7 年 6 月 2 日(月)から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで

5 申請方法

① 電子申請サイト

以下の電子申請サイトから申請ください。紙での提出は不要です。

<https://bid-entry.com/>

※インターネット環境がない等、電子申請サイトが利用できない方は向日市財産管理課までお問い合わせください。

② 電子申請サイト利用可能時間

申請受付期間中は 24 時間利用可能です。

③ システム（電子申請サイト）利用料

(1) 市内業者（向日市内に本店（本社）又は委任先の営業所等のある業者）
無料

(2) 市外業者

1 区分の申請につき 1,540 円（税込）

※申請が不受理の場合であっても利用料の返金はありませんのでご了承ください。

※支払いは受付期間内に完了させてください。

入金確認後に申請受付となります。

※支払方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。

システム内に支払画面が表示されます。

※コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）については、決済申込完了から 7 日以内、または申請受付期間終了日のいずれか早い方の日までに入金を完了してください。

※市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。

6 提出書類一覧表

○…必要 ×…不要 △…該当する場合に必要

全申請区分共通

書類	提出書類	法人	個人	ファイル形式	注意事項
1	参加資格審査申請書	○	○	エクセル	
2	市区町村税納税証明書 (滞納がないことの証明書)	○	○	P D F	非課税の場合も必要
3	消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書 (その3)	○	○	P D F	非課税の場合も必要
4	履歴事項証明書	○	×	P D F	
5	身分証明書	×	○	P D F	
6	誓約書	×	○	P D F	
7	営業所一覧表	△	△	P D F	営業所のない場合は不要
8	委任状	△	△	P D F	

(注) 事業協同組合として申請する場合は、上記書類のほかに組合員名簿が必要です。

建設工事のみ

1	経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書)	○	○	P D F	申請日前1年7か月以内にあること。
2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	○	○	P D F	
3	監理技術者名簿	△	△	P D F	

測量・建設コンサルタント業務等

1	登録通知書又は登録証明書	○	○	P D F	申請日前1年7か月以内にあること。
2	現況報告書または財務諸表類(1年分)	△	△	P D F	

委託業務(役務)及び物品購入等

1	営業許可(証明書)証	△	△	P D F	
2	財務諸表	○	○	P D F	

7 申請書類の説明

① 全申請区分共通

書類 1	参加資格審査申請書
------	-----------

- (1) 市の指定様式を提出すること。
- (2) その他申請書に記載の記入例等を参考に入力すること。

書類 2	市区町村税納税証明書（滞納がないことの証明書）
------	-------------------------

- (1) 申請日から 3 か月以内に発行された証明書を提出すること。
- (2) 本社から営業所に委任する場合、営業所が所在する市区町村の証明書を提出すること。

書類 3	消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書（その 3）
------	--------------------------------

- (1) 申請日から 3 か月以内に発行された証明書を提出すること。
- (2) 法人は納税証明書その 3 の 3（法人税、消費税及び地方消費税）を提出すること。
- (3) 個人は納税証明書その 3 の 2（申告所得税 及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）を提出すること。

書類 4	履歴事項証明書
------	---------

- (1) 申請日から 3 か月以内に発行された証明書を提出すること。

書類 5	身分証明書
------	-------

- (1) 申請日から 3 か月以内に発行された証明書を提出すること。
- (2) 本籍地の市区役所・町村役場で発行された証明書を提出すること。

書類 6	誓約書
------	-----

- (1) 市の指定様式を提出すること。
- (2) 申請時に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である等、虚偽の申請があった場合は、競争入札等に参加することはできません。

書類 7	営業所一覧表
------	--------

- (1) 市の指定様式を提出すること。

書類 8	委任状
------	-----

- (1) 市の指定様式を提出すること。

② 建設工事のみ

書類 1	経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）
------	------------------------

- (1) 審査基準日が申請日から1年7か月以内の通知書を提出すること。
- (2) 登録希望工種について、直前2年又は3年の完成工事高があること。

書類 2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書
------	--------------------

- (1) 申請日時点で有効な許可が確認できること。

書類 3	監理技術者名簿
------	---------

- (1) この名簿は、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の7業種を申請する者で特定建設業の許可を有する者のみ提出すること。
- (2) 市の指定様式を提出すること。書類1「経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）」の申請時に提出した「技術職員名簿（様式25号11別紙220005帳票）」の写しも可。
- (3) 「監理技術者資格者証交付番号」の欄に、指定建設業監理技術者資格者証の交付番号を記入すること。

③ 測量・建設コンサルタント業務等

書類 1	登録通知書又は登録証明書
------	--------------

- (1) 申請日時点で有効な許可が確認できること。

書類 2	現況報告書または財務諸表類（1年分）
------	--------------------

- (1) 申請日直前の報告書を提出すること。
- (2) 副本全体を提出すること。

④ 委託業務（役務）及び物品購入等

書類 1	営業許可（証明書）証
------	------------

- (1) 許可が必要な業種は必ず提出すること。
- (2) 申請日時点で有効な許可が確認できること。

書類 2	財務諸表
------	------

- (1) 申請日直前の諸表を提出すること。

8 電子申請を行うために必要な環境

- ① インターネットが利用できるWindowsパソコン
- ② ブラウザ Microsoft Edge(最新版)、または Google Chrome(最新版)
- ③ メールソフト
- ④ Microsoft Excel (2013以降)

9 申請の流れ

- ① 申請にあたっては、本手引き及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。
- ② 電子申請を行うために必要な環境をご準備ください。
- ③ 電子申請サイトを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。他の自治体で既にご利用の方は必要ありません。
- ④ 「入札参加資格審査申請書 (Excel)」をダウンロードし、必要事項を入力してください。
※申請書はエクセルファイルのままで保存しておいてください。
- ⑤ 「入札参加資格審査申請書 (Excel)」以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDF データにしてください。他の形式ではアップロードできません。
- ⑥ 操作マニュアルに従い、申請書および添付書類をすべてアップロードしてください。
- ⑦ 市外業者の場合、決済画面が表示されますので、支払い手続きを行ってください。
- ⑧ 審査が完了すると「受理」又は「差し戻し(補正要求)」メールが送信されます。「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合はすみやかに修正登録を行ってください。

■ 操作の流れ(動画等) <https://bid-entry.com/flow.html>

■ よくあるご質問 <https://bid-entry.com/faq.html>

■ お支払い方法について <https://bid-entry.com/info2.html>

■ 操作マニュアル <https://bid-entry.com/manual.pdf>

1 0 変更申請

認定後において、以下の項目に変更があった場合は、速やかに電子申請サイトから変更申請を行ってください。

※変更申請はシステム利用料が発生しません。

- 社名・代表者名・受任者名・役職名
- 住所・電話番号・ファクス番号・メールアドレス
- 資本金
- 技術職員
- 希望業種追加・削除
- 廃業・休業
- 建設業許可通知書又は建設業許可証明書
- 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

1 1 その他の留意事項

- ・ 京都府電子入札システムへの登録

資格審査の結果、令和 7・8 年度の建設工事競争入札等参加資格を得られた事業者様は、京都府電子入札システムで「向日市」の登録をお願いします。建設工事の入札は原則、電子入札となります。

登録方法についてご不明な点がございましたら、以下に問合せをお願いします。

○京都府電子入札ヘルプデスク（平日の 9 時から 18 時まで）

電 話 075-351-0001

メール ebidhelp@gprime-ebid.jp

1 2 問い合わせ連絡先

- ① システムの操作・トラブル・利用料の支払い方法に関すること

ミラ株式会社

電 話：088-678-3450

※土・日・祝日を除く平日午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
（正午から午後 1 時除く）

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは
行っていません。

- ② 申請書や提出書類に関すること

向日市総務部財産管理課

電 話：075-874-1623

メール：keiyaku@city.muko.lg.jp

※土・日・祝日を除く平日午前 8 時 30 分～午後 5 時
（正午から午後 1 時除く）